

特定非営利活動法人 全国町並み保存連盟 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国町並み保存連盟と称します。

2. 特定非営利活動法人全国町並み保存連盟の英文名称は、次の通りです。

Non Profit Organization The Japanese Association for MACHI-NAMI Conservation and Regeneration (略称“NPO THE MACHI-NAMI”)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置きます。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域の文化と歴史的集落・町並みなどの保存・再生・活用運動を通じて、歴史・文化環境の向上と地域の活性化に寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 歴史的集落・町並みなどの保存・再生・活用事業
- (2) 全国町並みゼミの開催
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する団体と個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した団体と個人。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めません。

2. この法人に入会を希望する者は、所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めない場合、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。
4. 賛助会員の入会は、理事会の承認を必要とします。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければなりません。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、次の事由の一つに該当するとき、その資格を喪失します。

- (1) 会員が退会届を提出したとき。

- (2) 本人が死亡又は、正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費の滞納が2年以上続き、督促があっても納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができます。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当した時は総会の議決を経て、除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) この法人の定款に違反する行為があったとき。
- (2) 法人の名誉を毀損したとき。
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、これを返還しません。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事 30名以内
- (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち理事長を1名、副理事長を4名以内、常任理事を5名以内、事務局長を1名とします。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任します。

2. 理事長、副理事長、常任理事および事務局長は、理事の互選によります。
3. 事務局長は、本条第1項の規定にかかわらず、理事会に於いて理事以外の者からも選任できます。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできません。
5. 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、また当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えてはなりません。

(職 務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理します。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。
3. 常任理事は理事長、副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行します。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるもの、および理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行します。
5. 事務局長は理事会の決議に基づき、日常の業務を執行します。
6. 監事は次に掲げる業務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令や定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する

こと。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とします。ただし、再任を妨げません。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長します。
3. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期期間とします。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(欠員補充)

第 17 条 理事および監事は、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたとき、遅滞なく補充しなければなりません。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一つに該当したときは総会の議決を経て、これを解任することができます。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は無給とします。ただし事務局長は有給とすることができます。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
3. 前 2 項に関して必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(顧問)

第 20 条 この法人に、若干名の顧問をおくことができます。

2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長が任免します。
3. 顧問は、理事会および会員の求めに応じて、この法人の活動および事業に関して助言、指導を行います。
4. 顧問の任期は、第 16 条に規定された役員の任期に準じます。

(職員)

第 21 条 この法人に、事務局員その他の職員を置くことができます。

2. 職員は理事長が任免します。
3. 職員の待遇は理事会の議決を経て、理事長が別に定めます。

第 5 章 総 会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とします。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画および収支予算
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 25 条 通常総会は毎年 1 回開催します。

2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当した場合に開催します。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集します。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の開催の日の 7 日前までに通知しなければなりません。

(議 長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができません。

(議 決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2. 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第 30 条 正会員の表決権は、団体会員、個人会員とも 1 票とします。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員(団体会員の場合は他の団体会員、個人会員の場合は他の個人会員)を代理人として表決を委任できます。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項および第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなします。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできません。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければなりません。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第33条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 この法人の理事会は、理事長が招集します。

2. 理事長は前条2号および第3号の規定による請求のあったときは、その日から起算して20日以内に理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の開催の日の7日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第36条 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から選出します。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2. 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会できません。
3. 議事は、出席者の過半数をもってこれを決めますが、可否同数の場合は、議長の決するところによります。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等とします。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなします。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできません。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければなりません。

第7章 資産および会計

(資産)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金および補助金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とします。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行います。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とします。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければなりません。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に係わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができます。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければなりません。

(予算の追加および更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更ができます。但し、その事業年度終了時、総会の承認を得なければなりません。

(事業計画の変更)

第49条 事業計画議決後やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、事業計画の追加又は変更ができます。但し、その事業年度終了時、総会の承認を得なければなりません。

(事業報告および決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければなりません。

2. 収支は次事業年度に繰り越します。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利を放棄しようとするときは、総会の議決を得なければなりません。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければなりません。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が解散(合併および破産による解散を除く。)に伴う残余財産は、総会において出席正会員数の4分の3以上の同意を得て、法第11条3項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的を持つ団体に寄付するものとします。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

第10章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めます。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。

理事 五十嵐 大祐

理事 五十嵐 竹義

理事 石川 忠臣
理事 市毛 環
理事 伊東 孝
理事 位野木 正
理事 上勢頭 芳徳
理事 上野 邦一
理事 小笠原 宏
理事 京極 迪宏
理事 黒田 睦子
理事 高橋 雄七
理事 武田 則明
理事 殿塚 治
理事 中 一夫
理事 中嶋 耕
理事 大戸 真一
理事 服部 豊
理事 前野 崑
理事 益田 兼房
監事 岡崎 周
監事 田口 金八

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条1項にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとします。

4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 45 条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによります。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、設立の日からその事業年度末までとします。

6. この法人の設立当初の入会金と会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

(1) 入会金 正会員(団体)10,000 円 正会員(個人)1,000 円

(2) 年会費 正会員(団体)20,000 円 正会員(個人)5,000 円

賛助会員 50,000 円(1口以上)

附 則

1. この定款は、平成 17 年5月 21 日から施行します。

附 則

1. この定款は、平成 26 年5月 31 日から施行します。

附 則

1. この定款は、平成 27 年3月 21 日から施行します。

附 則

1. この定款は、平成 27 年5月 28 日から施行します。

附 則

1. この定款は、平成 30 年6月 10 日から施行します。